

小型機船底びき網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）
【神戸市東部石こぎ網漁業・漁業権に基づく漁業】

令和3年7月30日改正

本県瀬戸内海海区における小型機船底びき網漁業（第1種共同漁業若しくは区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づくもの、及び神戸市東部を操業区域とする手繰第3種漁業石こぎ網漁業）の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(使用船舶)

第1 小型機船底びき網漁業に使用する船舶は総トン数4.99トン以下、馬力数48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下のものでなければならない。

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

第2 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から4各欄のとおりとする。

(操業区域の除外区域)

第3 別表4の地区欄1の地区（手繰第3種漁業石こぎ網漁業の神戸市東部地区）の操業区域から次の区域を除外する。

漁業種類・地区	除外区域
別表4の漁業の地区欄1	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

(漁業を営む者の資格)

第4 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、右欄に掲げる資格を有する者とする。

漁業種類	漁業を営む者の資格
別表1から3までの漁業	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第5 各漁業種類の許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第6 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおり条件を付する。

(1) 手繰第2種漁業には、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

漁業種類	地区	条件
別表1の漁業	地区欄1の地区 (明石浦)	1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。 3 沈子、前沈子を使用してはならない。 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
	地区欄7及び16の地区 (坊勢、湊)	1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 2 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
	地区欄15の地区 (五色町)	1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 2 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 鉄鎖以外の金属製の沈子、前沈子を使用してはならない。 4 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
	上欄以外の地区	1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 2 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
別表2の漁業	全ての地区	1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 2 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。 (1) 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。 (2) 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。 3 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

(2) 手繰第3種漁業には、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

漁業種類	地区	条件
別表3の漁業	全ての地区	1 同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。 2 あさり以外の水産動物を採捕してはならない。 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。 4 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

漁業種類	地区	条件
別表4の漁業	地区欄1の地区 (神戸市東部)	1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端に至る間の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。 3 たこつぼ漁業、い이다こつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。 4 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。 6 たちうおを目的として操業してはならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第7 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。
 - ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
 - (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
 - (6) 優先順位6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第8 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第9 別表4の漁業を除き、次のとおり教示事項を付する。

- (1) 操業区域の漁業権者がこの漁業の管理計画を策定している場合は、当該管理計画を遵守すること。
- (2) 操業に関し、操業区域の漁業権者から指示のある場合はこれに従うこと。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第10 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

2 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

第4章 新規地区に関する事項

(定義)

第11 「新規地区」とは、別表1から3までの漁業に新たに追加する地区をいう。

(新規地区の手続第3種漁業貝桁網漁業の名称)

第12 別表3の漁業種類の名称は、対象となる貝類の名称を付して「(貝類名称)貝桁網漁業」とする。

(新規地区の基準)

第13 新規地区の基準は、次表の左欄の漁業種類ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類	基準
別表1及び3の漁業	1 操業区域が第1種共同漁業権漁場区域内であること。 2 対象の水産動物が異常発生の状態にある場合を除き、次に掲げる項目を全て満たしていること。 (1) 底びき網以外に採算の合う採捕方法が無いこと (2) 操業区域となる漁業権者内で他漁業との調整が完全にとれていること (3) 操業区域となる漁業権者が当該漁業に係る管理計画を作成しており、かつ、その内容が妥当であると認められること
別表2の漁業	1 操業区域が区画漁業権(垂下式貝類養殖)漁場区域内であること。 2 養殖対象種のかきの収穫が目的であること 3 西播地区においては、漁業時期が1月5日から4月30日までの間であること。

2 前項表中の管理計画は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 資源量若しくは操業区域の自然条件を勘案した漁獲努力量の上限
- (2) 操業時間
- (3) 漁具、目合等
- (4) 販売方法
- (5) 混獲物の処分及び監視方法

(6) トラブル、組合の指導違反等が生じたときの措置

(新規地区の許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限等)

第14 各漁業種類の新規地区の許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 「第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づく小型機船底びき網漁業の許可取扱方針（平成22年3月11日内規）」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区における小型機船底びき網漁業（第1種共同漁業若しくは区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づくもの、及び神戸市東部を操業区域とする手繰第3種漁業石こぎ網漁業）に係る内規は廃止する。
- 3 令和3年7月30日 一部改正（別表1 地区18（一宮町）追加）

別 表 1

漁業種類：手繰第2種漁業なまここぎ網漁業

地区	操業区域	漁業時期
1 明石浦	共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。	12月1日から 翌年2月末日まで
2 伊保、 大塩町	共第23号及び共第53号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
3 的形	共第53号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
4 八木	共第55号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
5 大津	共第59号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
6 網干	共第60号共同漁業権漁場。	12月1日から 翌年4月30日まで
7 坊勢	共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場。	12月1日から 翌年3月31日まで
8 岩見	共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以東の海面。	11月1日から 翌年4月30日まで
9 室津	共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以西の海面。	11月1日から 翌年4月30日まで
10 相生	共第62号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
11 赤穂市	共第63、64、66号共同漁業権漁場。	11月1日から 翌年4月30日まで
12 富島	共第118号共同漁業権漁場の区域のうち、最大高潮時海岸線から750メートル以内の区域。	12月1日から 翌年3月31日まで
13 浅野浦	共第123号共同漁業権漁場の区域。	11月1日から 翌年4月30日まで
14 室津浦	共第125号共同漁業権漁場の区域。	3月1日から 4月30日まで
15 五色町	共第131号共同漁業権漁場のうち、次のB点とイを結んだ線以南の区域。 B 洲本市五色町仏崎西端 イ Bから292度1,000メートルの点	12月1日から 12月31日まで
16 湊	共第133号共同漁業権漁場の区域。	3月1日から 4月30日まで
		11月20日から 12月27日まで
17 丸山	共第134号共同漁業権漁場のうち鎧崎から270度の線以北の海面。	3月1日から 4月30日まで
18 一宮町	共第126号共同漁業権のうち江井港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度28分12.769秒東経134度49分47.121秒）から真方位314度以南の区域	12月16日から 翌年4月30日まで

別 表 2

漁業種類：手繰第2種漁業かきこぎ網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	室津	たつの市地先の区第505、506号区画漁業権漁場の区域。	1月5日から 4月30日まで
2	相生	相生市地先の区第508、509、510、511、512、522号区画漁業権漁場の区域。	1月5日から 4月30日まで

別 表 3

漁業種類：手繰第3種漁業貝桁網漁業

地区	対象貝類	操業区域	漁業時期
1	東播磨、 高砂	共第20号共同漁業権漁場。	3月1日から 5月31日まで
2	大塩町	共第53号共同漁業権漁場のうち、最大高潮時海岸線における姫路市的形町、大塩町界から199度の線以東で、最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離以内の海域。	3月 1日から 4月30日まで

別 表 4

漁業種類：手繰第3種漁業石こぎ網漁業

地区	操業区域	漁業時期
1	神戸市 東部	神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。
		1月 1日から 3月31日まで